

小池地区の都市計画に関する住民説明会（結果概要）

日 時：令和6年8月25日（日）13:30～14:30

場 所：芝山町役場 南庁舎 1階会議室

出席者：町職員） 4名

住民等） 27名

	質問、意見	回答
1	・移転や補償費等について意見がある場合は、都市計画手続きの中で公述申出書を提出することによろしいか。	・公述申出書を提出いただくと、別途開催される町主催の公聴会に出席し、意見を述べることができる。ただし、意見は都市計画決定に係る内容と考えていただきたい ・なお、補償や移転時期等、個別の内容については、事業認可後の令和8年以降に相談させていただきたい。
2	・小池地区から空港までのアクセスはどうか。	・地区内では、現在、地区周辺に散在する停留所（役場、道の駅、文化センター前等）を集約したバスターミナルを計画している。 ・対象のバスとしては、現在運行中のシャトルバスや、ふれあいバスの他、運休中のウィラーなどの高速バスも考えている。
3	・区画整理は組合施行か。地権者の数は。	・本地区内には幹線道路や大きな公園、バスターミナルなどの公共施設が多いことなどから、町施行で進めることとしている。なお、地権者の数は約60名である。
4	・小池地区以外でも説明は必要ではないか。	・現時点では小池地区以外の地区での説明は考えていないが、本説明会の内容を町HPに資料と結果を掲載するなど、事業内容を町内に広く周知していきたい。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域について、暫定用途とする理由は何か。第1種住居地域等の将来用途を最初から指定すればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定用途地域は、区画整理事業で工事が始まるまでの暫定的な措置となる。工事開始前に新たに建築される場合によっては移転の必要が生じ、時間も費用もかかることから、未然に防止するため、建ぺい率・容積率を通常の用途地域より厳しい条件とする予定である。 ・なお、将来用途への変更時期は、仮換地指定時を考えている。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置は決定したのか、変更の可能性はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の幹線道路（95、205、206号線）については、変更することは基本的には無いが、その他の6mの区画道路等については、今後の換地割込み等によっては変更の可能性はある。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・農振地域と思うが、農地転用は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の都市計画手続きに合わせて、農振地域の除外を進めることとしており、農水省や県とは事前に調整を行っており、概ねの了解は取っている。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・文化センター入口交差点の工事の状況はどうか。 ・206号線が抜け道にならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行者である千葉県において、用地交渉などを進めていると聞いている。 ・206号線の抜け道については、県警からも指摘されており、その対応については現在検討中である。

以上